

## 入湯税の充当される経費について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和4年度尾花沢市一般会計予算における入湯税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	入湯税	20,001 千円
【 歳 出 】	観光振興等に要する費用	92,143 千円

単位：千円

事 業	事 業 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	47,318	0	0	0	13,829	33,489
鉱泉源の保護管理施設	10,219	0	0	0	2,986	7,233
消防施設等の整備	46	0	0	0	13	33
観光施設の整備	23,922	13,860	0	6,140	1,146	2,776
観光振興	10,638	0	0	3,700	2,027	4,911
合 計	92,143	13,860	0	9,840	20,001	48,442

※入湯税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。

## 都市計画税の充当される経費について

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和4年度尾花沢市一般会計予算における都市計画税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	都市計画税	61,765 千円
【 歳 出 】	都市計画事業に要する費用	224,830 千円

単位：千円

事業		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市 計 画 事 業	都市下水路費	550				152	398
	公園費	3,061				840	2,221
	下水道費	213,193				58,568	154,625
	公債費 (都市計画事業債分)	8,026				2,205	5,821
合計		224,830	0	0	0	61,765	163,065

※都市計画税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される経費について

令和4年度予算おける市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費は、下記のとおりです。

【 歳 入 】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 160,166 千円

【 歳 出 】 社会保障施策に要する経費 3,146,758 千円

単位：千円

区 分		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他
社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 事 業	168,448	89,348	0	0	1,088	78,012
	障 が い 者 福 祉 事 業	466,585	335,005	0	1	31,330	100,249
	高 齢 者 福 祉 事 業	136,317	3,974	17,200	19,349	8,762	87,032
	児 童 福 祉 事 業	1,083,212	450,724	37,200	21,839	47,305	526,144
	生 活 保 護 事 業	146,727	91,154	0	0	8,029	47,544
	小 計	2,001,289	970,205	54,400	41,189	96,514	838,981
社 会 保 険 費	国 民 健 康 保 険 事 業	86,192	0	0	0	5,817	80,375
	介 護 保 険 事 業	305,828	16,080	0	0	20,639	269,109
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 事 業	77,110	48,085	0	0	5,204	23,821
	小 計	469,130	64,165	0	0	31,660	373,305
保 健 衛 生 費	保 健 衛 生 事 業	200,124	4,839	0	716	5,659	188,910
	健 康 増 進 ・ 予 防 事 業	91,603	32,259	0	258	834	58,252
	中 央 診 療 所 事 業	156,290	0	0	0	10,547	145,743
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	228,322	0	0	6,768	14,952	206,602
	小 計	676,339	37,098	0	7,742	31,992	599,507
合 計		3,146,758	1,071,468	54,400	48,931	160,166	1,811,793

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する経費のうち充当対象経費（事務費や職員の人件費を除いたもの）の比率に応じて按分し充当しています。